

土地利用基本計画制度について

平成28年1月28日（木）
国土交通省 国土政策局
総合計画課 国土管理企画室

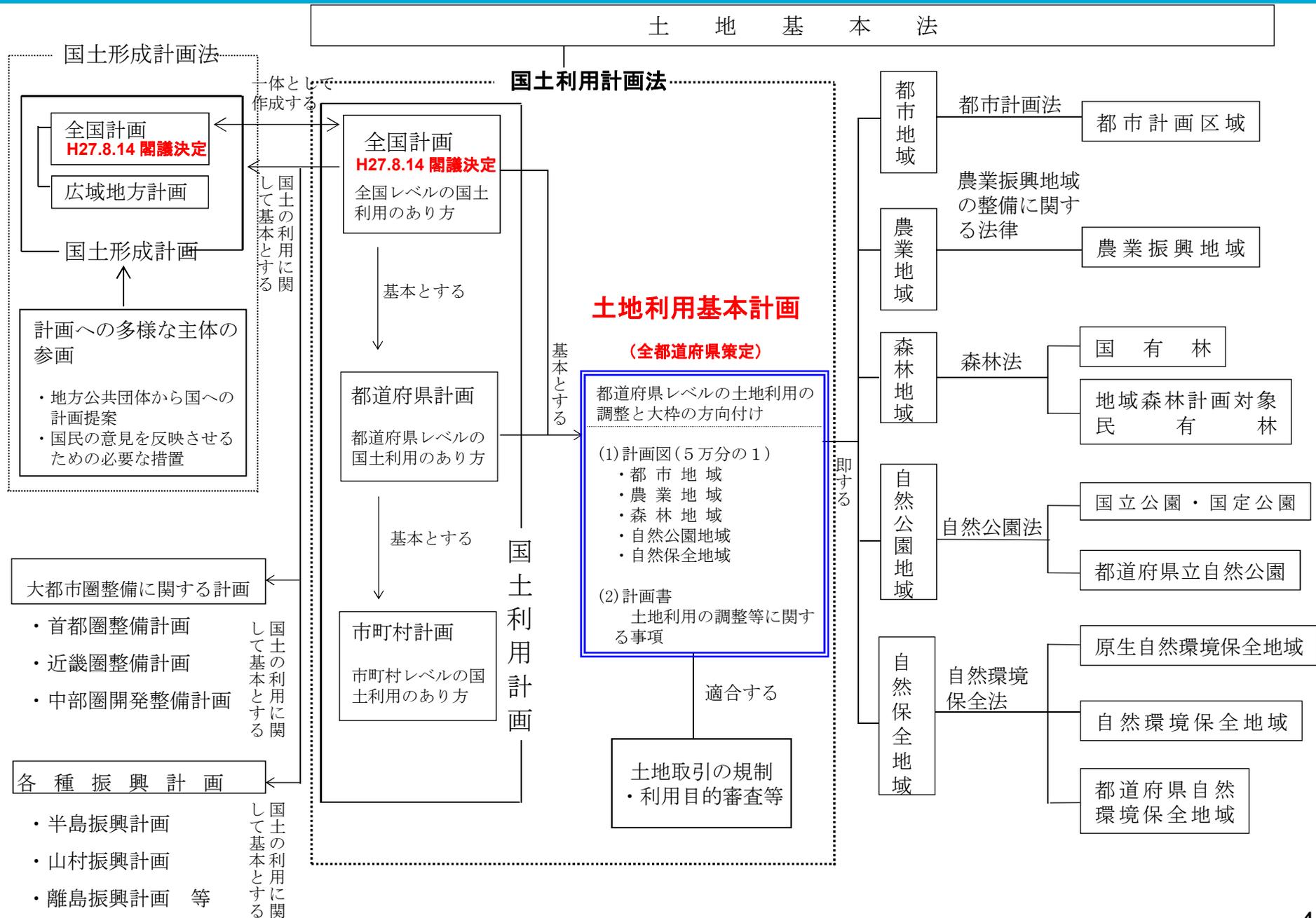
目次

1. 土地利用基本計画制度の概要
2. 計画の変更手続、国への協議

(参考)個別規制法について

- 都市計画法関係
- 農業振興法関係
- 森林法関係
- 自然公園法関係
- 自然環境保全法関係

1. 土地利用基本計画の制度の概要



制定前の状況

昭和30年代(以降)

人口、産業の大都市への集中

都市的土地利用の無秩序な拡大(スプロール)

大都市地域の土地利用の混乱(地価の高騰等)

昭和40年代後半

投機的土地取引の増大

全国的な地価の異常高騰

→土地の大量買い占め、乱開発による自然環境の破壊等

土地問題の解決の緊急な要請

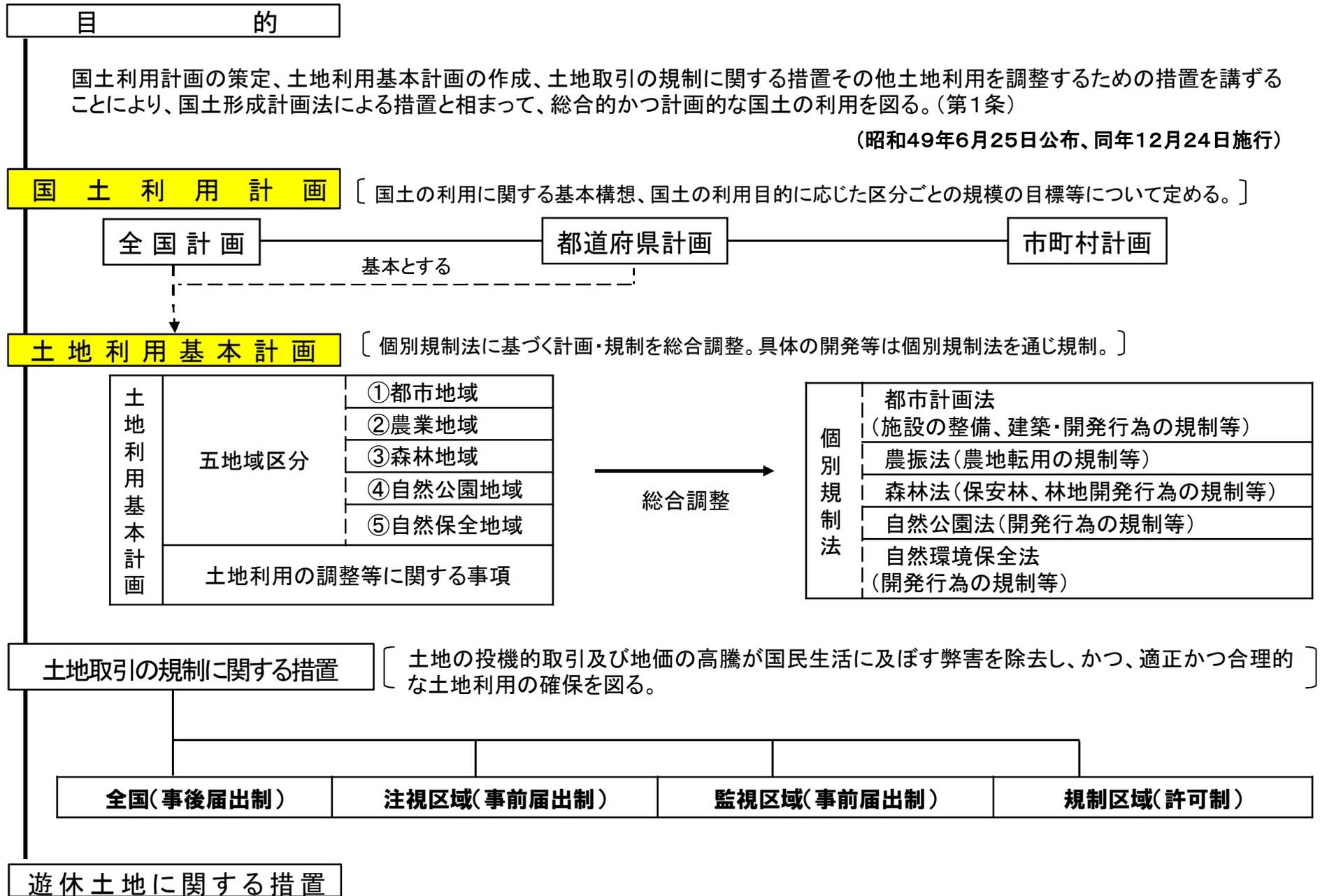
土地の投機的取引と地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害の除去
乱開発の未然防止と遊休土地の有効利用の促進

国土利用計画法の制定(昭和49年)

(参考:国土利用計画法(昭和49年法律第92号))

(基本理念)

第二条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。



目的・項目

目的:国土利用計画法の基本理念に即し、「公共の福祉の優先」、「自然環境の保全」を図りつつ、「長期に安定した均衡ある国土の利用」を確保する。

計画項目:①国土の利用に関する基本構想、②国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要、③これらを達成するために必要な措置の概要

全国計画

- ① 国土の利用に関する他の国の計画の基本。都道府県計画及び土地利用基本計画の基本となる。
- ② 国土審議会と都道府県知事の意見を聴いて、国土交通大臣が案を作成、閣議決定を経て定められる。
- ③ 平成37年を目標年次とする第五次計画は、平成27年8月14日に閣議決定。
- ④ 第五次計画の内容:「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針とし、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指す。

都道府県計画

- ① 都道府県における国土の利用の基本。全国計画を基本として策定。市町村計画及び土地利用基本計画の基本となる。
- ② 都道府県に置かれる国土利用計画などに関する審議会等と市町村長の意見を聴いて定められる。
- ③ 全都道府県において策定。第五次全国計画の改定を受けて、都道府県で順次改定中。

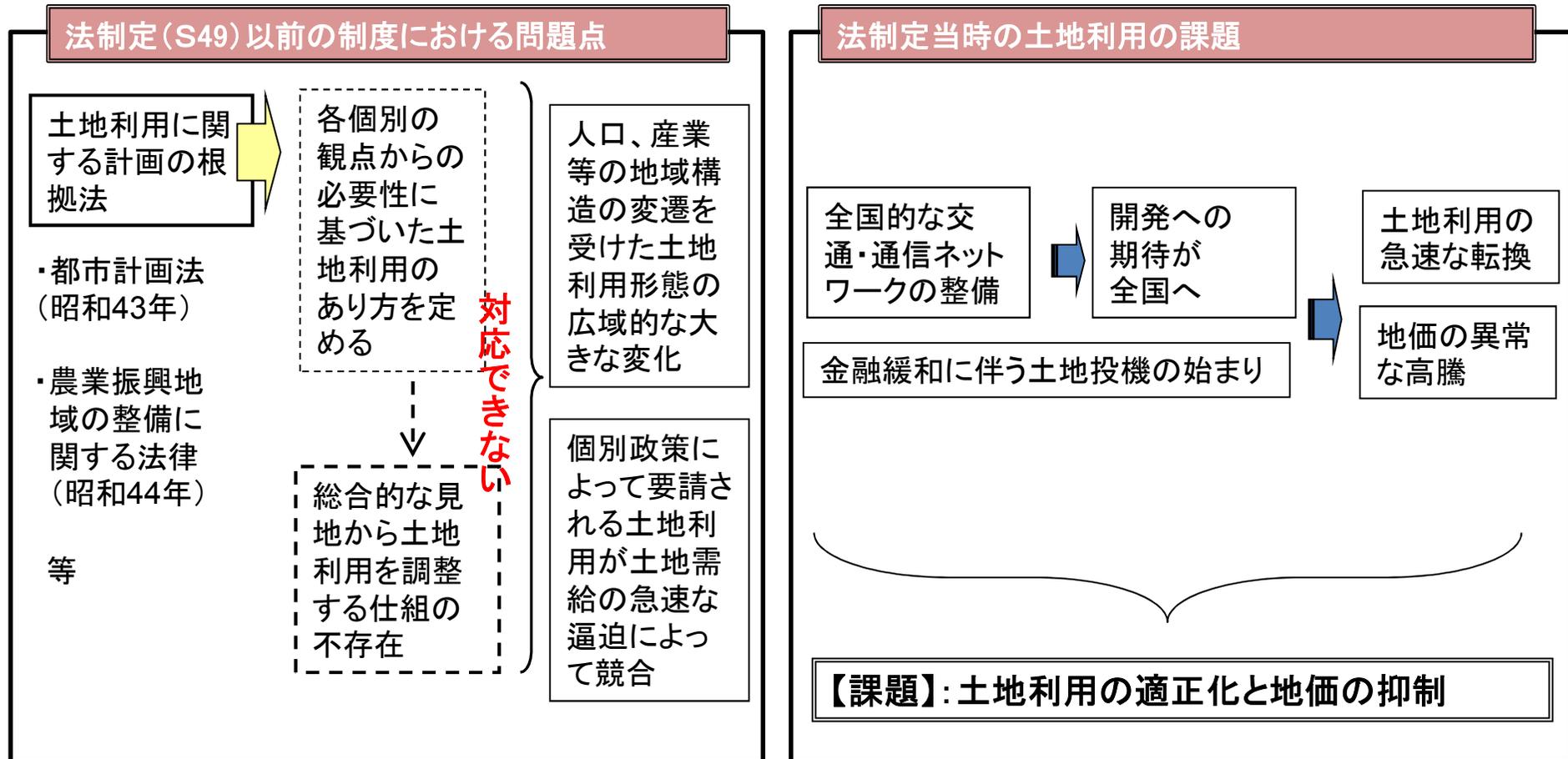
市町村計画

- ① 市町村における国土の利用の基本。都道府県計画を基本として策定。
- ② 市町村の住民の意向を十分に反映させたうえで、市町村長が案を作成し、定められる。
- ③ 平成26年度末までに831市町村、全国の市町村のうち48%が策定。

単位：万ha （ ）内は構成比%

利用区分		面積 H24		面積 H37	
農地		455(12.0)		440(11.6)	
森林		2,506(66.3)		2,510(66.4)	
原野等		34(0.9)		34(0.9)	
水面・河川・水路		134(3.5)		135(3.6)	
道路		137(3.6)		142(3.8)	
宅地	住宅地	190(5.0)	116(3.1)	190(5.0)	116(3.1)
	工業用地		15(0.4)		15(0.4)
	その他の宅地		59(1.6)		59(1.6)
その他		324(8.6)		329(8.7)	
合計		3,780		3,780	
(参考)人口集中地区 (市街地)		127※		121	

※H24の人口集中地区はH22国勢調査による



国土利用計画法が制定(昭和49年)され、個別規制法に基づく諸計画を総合調整するための総合的な土地利用に関する計画として、新たに土地利用基本計画を創設

- ・ 計画書：土地利用の調整等に関する事項を記した文書
 - ①土地利用の基本方向
 - ②五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
 - ③土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画
- ・ 計画図：五地域(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)を5万分の1の地形図上で記したもの

〇〇県土地利用基本計画計画書(抄)

1. 土地利用の基本方向

(1) 県土地利用の基本方向
県土全体と、地域別に記載。

(2) 土地利用の原則

① 都市地域

市街化区域においては、…。
市街化調整区域においては、…。

② 農業地域

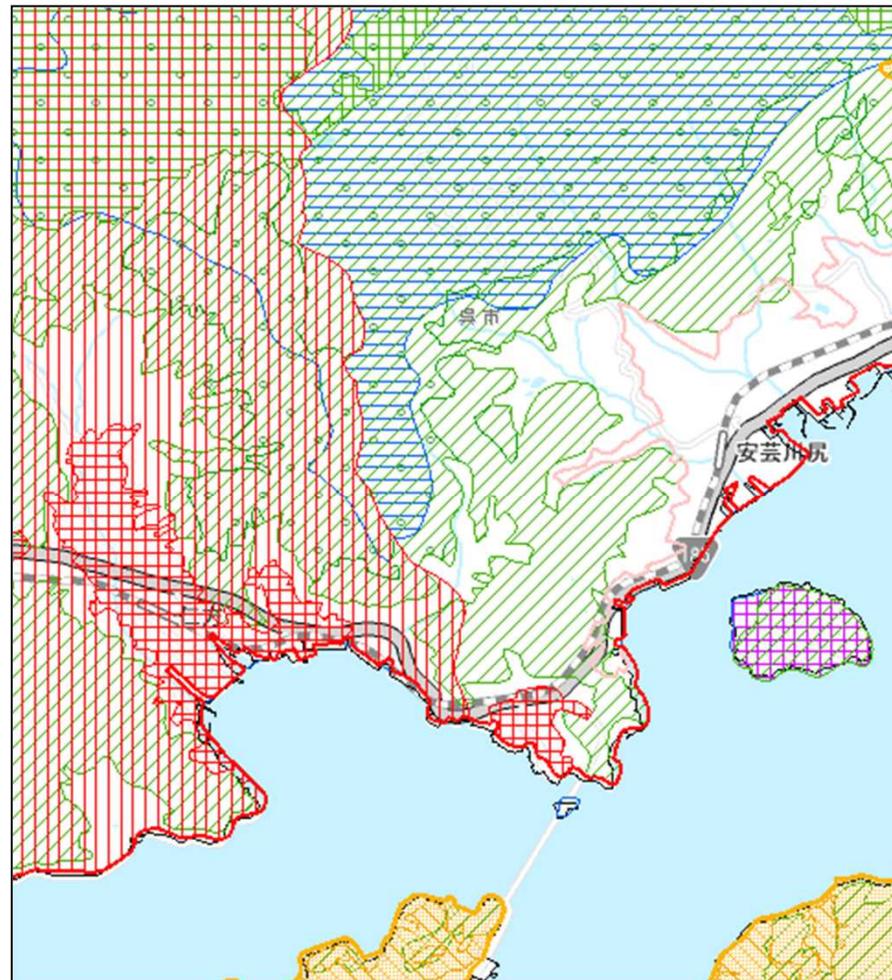
2. 五地域区分の重複地域における調整指導方針

(1) 重複地域における土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等

① 都市地域(市街化区域及び用途地域以外)と農用地区域が重複する場合
→農用地としての利用を優先するものとする。

② 農業地域と自然公園地域(特別地域)が重複する場合
→自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

(2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項



五 地 域	記 号
参考表示	
都市地域	
市街化区域	
市街化調整区域	
その他都市地域における用途地域	
農業地域	
農用地区域	
森林地域	
国 有 林	
地域森林計画対象民有林	
保安林	
自然公園地域	
特別地域	
特別保護地区	
自然保全地域	
原生自然環境保全地域	
特別地区	

土地利用に関するマスタープラン機能

- 都道府県における土地利用に関する基本的な方向づけを行う計画

【例:A県の土地利用基本計画書目次(抜粋)】

第1 土地利用の基本方向

1. 県土利用の基本方向

- (1) 基本理念
- (2) 土地利用に関する課題とその対応

2. 土地利用の原則

3. 各地域別の土地利用の調整方針

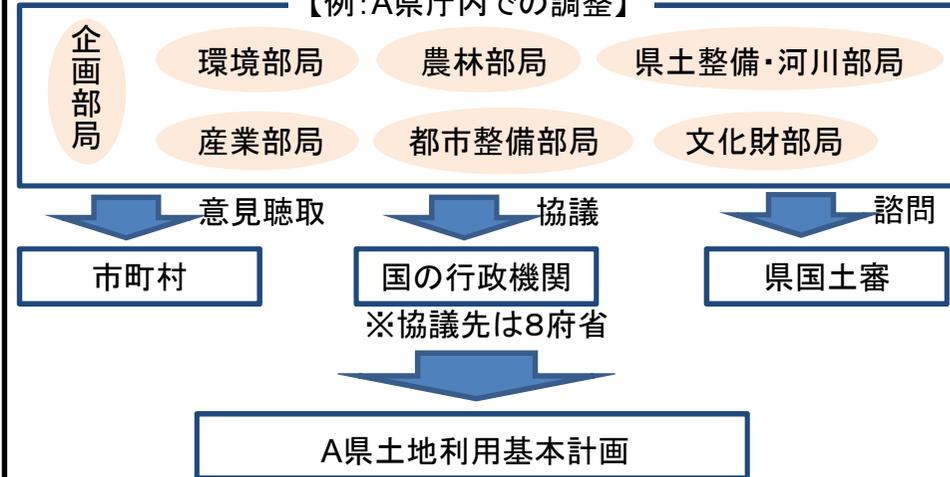
4. 各地区別の土地利用の基本方向

第2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整方針

総合調整機能

- 都道府県行政内部における個別規制法の諸計画に対する総合調整(広域的調整、分野横断的調整)

【例:A県庁内での調整】



情報プラットフォーム機能(計画図)

- 都道府県を5地域に区分し、一枚の図に表示(総覧性)

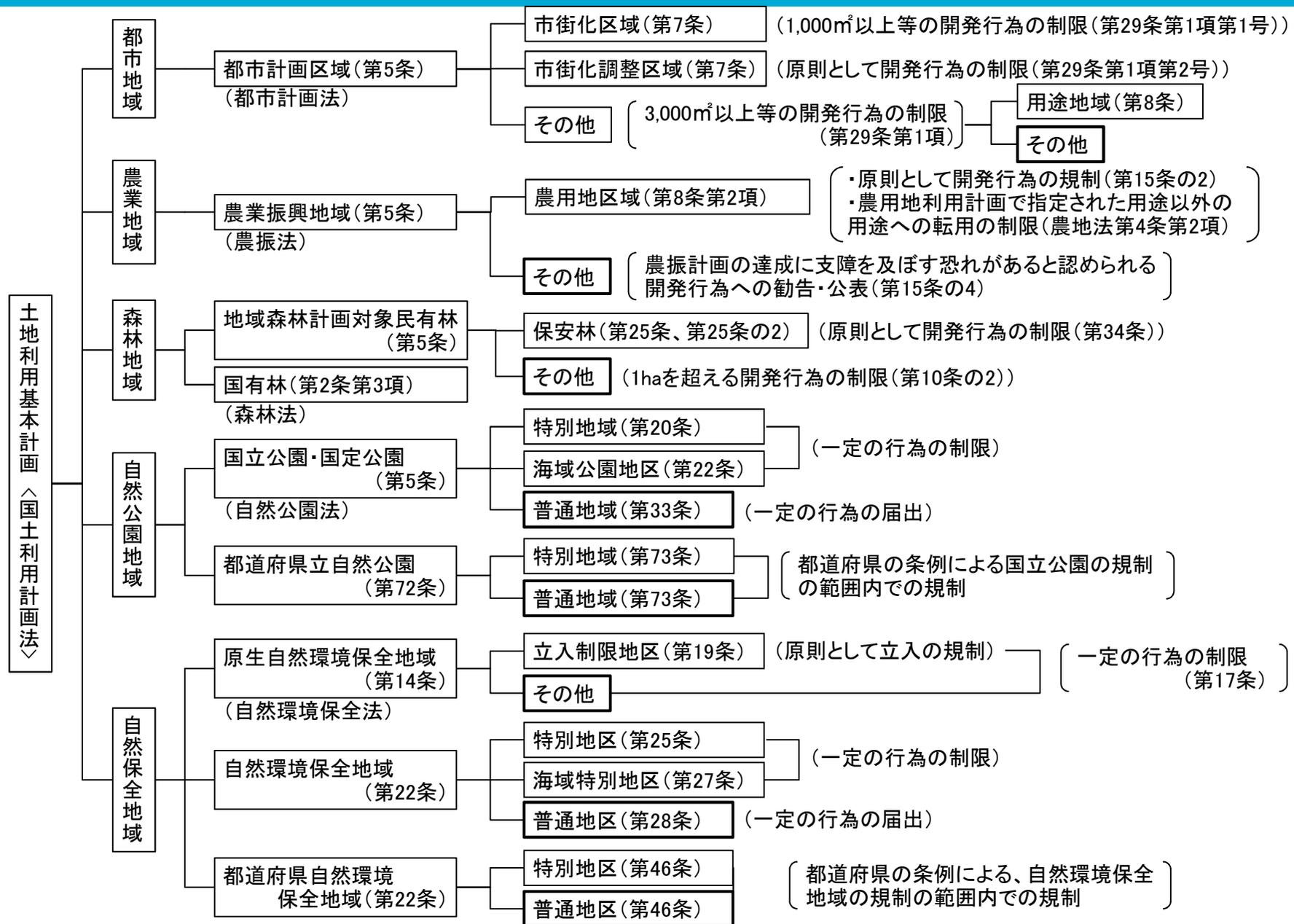
※全国の計画図はインターネット上に公開されており、誰でもアクセス可能。

<http://lucky.tochi.mlit.go.jp/Newlucky/default.aspx>



土地利用の規制に関する措置等

- 都市計画法、農振法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画
- 土地取引に対して直接的、開発行為に関して個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割



※ 土地利用規制が相対的に弱い地域＝計画白地地域

地域区分	国土利用計画法上の規定	運用
都市地域	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域	<u>都市計画法</u> 第5条により都市計画区域として指定されている又は指定されることが予定されている地域
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域	<u>農業振興地域の整備に関する法律</u> 第6条により農業振興地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域	<u>森林法</u> 第2条第3項に規定する <u>国有林の区域</u> 又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる <u>民有林の区域</u> として定められている又は定められることが予定されている地域
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるもの	<u>自然公園法</u> 第2条第1号の <u>自然公園</u> として指定されている又は指定されることが予定されている地域
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるもの	<u>自然環境保全法</u> 第14条の <u>原生自然環境保全地域</u> 、同法第22条の <u>自然環境保全地域</u> 又は同法第45条第1項に基づく都道府県 <u>自然環境保全地域</u> として指定されている又は指定されることが予定されている地域

計画書の記載事項について法律上の規定はない。都道府県のおかれている自然的、経済的、社会的及び文化的諸条件に立脚しつつ、即地的な土地利用の規制・誘導の方法等、様々な事項について定めることができる。

計画書の内容は、通例、以下のとおり。

土地利用の基本方向

都道府県土地利用の基本方向

土地利用の原則

五地域区分の各地域の設定の趣旨に基づき、それぞれの関係制度の運用規準から見た土地利用上の基本的事項等を記載。

五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域に直接的に関連する地域・区域のそれぞれ相互の複合または競合の関係を検討

当該地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸条件を考慮

実情に即した土地利用の優先順位及び土地利用の誘導方向を記載

- ・重複地域内の土地取引に対する許可又は勧告の要否検討の判断基準
- ・必要に応じて重複地域の整序化を図るための方向を示す

土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

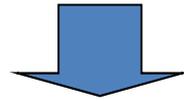
要件：概ね20ha以上の大規模な計画的開発が公的機関により実施されること

記載事項：土地利用を円滑に行うという見地から、あらかじめその目的、規模、位置を記載

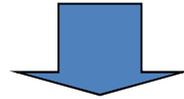
【メリット】

- ・計画に係る事業を阻害する土地取引に対して、取引の中止勧告等の措置を講じることができる。
- ・事業用の土地を国又は地方公共団体が買い取られる場合、譲渡所得への課税に当たり、譲渡所得から1,500万円が特別控除。

五地域は、基本的には包括的な圏域概念。(必ずしも土地利用区分の純化を目的として定められていない)



五地域区分が重複する地域が存在



重複しても妥当である地域がある

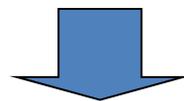
- ・農業地域と市街化を抑制して保全すべき地域
 - ・森林の存在が重要な要素である自然公園地域又は自然保全地域と森林地域
 - ・牛馬の放牧された景観が優れた風景である自然公園地域と農業地域
- 等

重複地域での適切な土地利用を進めるため

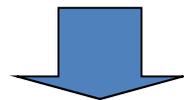


「五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針」を策定

→重複地域における土地利用の優先順位、土地利用の誘導方向 等



土地利用の現況と動向等を総合的に勘案の上、土地利用調整を実施



適正かつ合理的な土地利用の実現

五 地 域 区 分	五 地 域 区 分			都 市 域		農 地	業 域	森 林 地	林 域	自 然 公 園 地 域		自 然 保 全 地 域				
	細 区 分	細 区 分	細 区 分	市 街 化 区 域 及 び 用 途 地 域	市 街 化 調 整 区 域	そ の 他	農 用 地 区 域	そ の 他	森 林 の 安 全	そ の 他	特 別 地 域	普 通 地 域	原 生 自 然 環 境 保 全 地 域	特 別 地 区	普 通 地 区	
				市街化区域及び用途地域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	森林の安全	その他	特別地域	普通地域	原生自然環境保全地域	特別地区	普通地区	
都 市 域	市街化区域及び用途地域															
	市街化調整区域	×														
	その他	×	×													
農 業 地 域	農用地区域	×	←	←												
	その他	×	①	①	×											
森 林 地 域	保安林	×	←	←	×	←										
	その他	②	③	③	④	⑤	×									
自 然 公 園 地 域	特別地域	×	←	←	←	←	○	○								
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	○	○	×						
自 然 保 全 地 域	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	×	←	×	×					
	特別地区	×	←	←	←	←	○	○	○	×	×	×				
	普通地区	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×			

[凡例]

- ☒ 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの
- ← 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する
- 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る
- ① 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める
- ② 原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める
- ③ 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める
- ④ 原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上との利用との調整を図りながら森林としての利用を認
- ⑤ 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める
- ⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図る

(注.) 個別規制法の制度等及び土地利用基本計画作成要領(S53.12.1国土庁土地局長通達)に基づき作成。
ただし、土地利用基本計画作成要領については、地方分権一括法の施行(H12.4.1施行)に伴い失効している。

特に土地利用の調整が必要と認められる地域

・小規模な宅地開発等個別的、分散的な土地利用の転換により宅地と農地や林地等との無秩序な混在が進行し又は発生することが懸念される地域

かつ

・良好な生産環境や居住環境の維持・形成、自然環境の保全等を図る必要がある地域

計画書の「特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項」を定める

記載例

- 都市地域と農業地域の重複地域
住宅地等に係る土地利用転換を計画的に誘導し、農地の集団的な保全・利用を図る

(参考1:記載状況)

- ・平成25年3月31日現在、全国で7県(7地区)において定められている。
- ・その殆どが都市地域と農業地域の重複に関するもの。具体的には集落地域整備法(昭和62年法律第63号)(参考2)の「集落地域」に位置付けられる地域

(参考2:集落地域整備法)

- ・土地利用の状況からみて良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要であると認められる集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和の取れた地域の整備を計画的に推進するための措置を講じ、もってその地域の振興と秩序ある整備に寄与することを目的に、昭和62年、農林水産省及び建設省の共管法として制定された。

計画図の変更 213件

区分	拡大		縮小		計	
	件数	ha	件数	ha	件数	ha
都市地域	13 件	11,119 ha	2 件	5,762 ha	15 件	16,881 ha
農業地域	15 件	282 ha	39 件	702 ha	54 件	985 ha
森林地域	3 件	42 ha	129 件	877 ha	132 件	919 ha
自然公園地域	6 件	3,021 ha	6 件	168 ha	12 件	3,189 ha
自然保全地域	0 件	0 ha	- 件	- ha	0 件	0 ha
計	37 件	14,465 ha	176 件	7,509 ha	213 件	21,973 ha

計画書の変更 2件

千葉県、東京都

変更都道府県数の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
都道府県数	44	42	42	42	44	42	41	41	40	37

平成26年3月31日現在 (単位:千ha, %)

	全国		三大都市圏		地方圏	
	面積	割合	面積	割合	面積	割合
都市地域	10,225	27.4	2,841	52.9	7,384	23.1
農業地域	17,218	46.2	1,609	29.9	15,609	48.9
森林地域	25,371	68.0	3,136	58.4	22,235	69.7
自然公園地域	5,472	14.7	1,057	19.7	4,415	13.8
自然保全地域	105	0.3	19	0.3	87	0.3
五地域計	58,391	156.6	8,661	161.2	49,730	155.8
白地地域	253	0.7	32	0.6	221	0.7
単純合計	58,644	157.3	8,694	161.8	49,950	156.5
国土面積	37,292	100.0	5,372	100.0	31,920	100.0

注1： 地方圏面積及び全国面積には、齒舞、色丹、国後及び択捉の各島の面積は含まれていない。

注2： 土地利用の必要性から、五地域が重複して指定されているものもあり、五地域を単純に合計した面積は全国土面積に対して約1.6倍となっている。

注3： 三大都市圏は、東京圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)、名古屋圏(岐阜、愛知、三重)、大阪圏(京都、大阪、兵庫、奈良)である。

注4： 総数と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。

参考2：五地域の指定面積の推移(全国)

(単位:千ha)

調査時点	地域	都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地	自然保全地	白地地域	単純合計
S51.3.15		9,125	17,560	25,239	5,167	59	303	57,453
S51.12.31		9,158	17,582	25,299	5,157	76	295	57,567
S52.12.31		9,181	17,592	25,312	5,209	85	288	57,667
S53.12.31		9,187	17,602	25,311	5,222	87	277	57,687
S54.12.31		9,231	17,614	25,312	5,225	91	275	57,749
S55.12.31		9,228	17,714	25,468	5,242	83	260	57,994
S57.3.31		9,248	17,430	25,570	5,286	85	262	57,881
S58.3.31		9,290	17,396	25,610	5,307	87	259	57,949
S59.3.31		9,293	17,381	25,612	5,310	86	260	57,943
S60.3.31		9,320	17,389	25,612	5,312	87	260	57,979
S61.3.31		9,353	17,391	25,611	5,315	87	259	58,016
S62.3.31		9,392	17,381	25,598	5,300	86	259	58,017
S63.3.31		9,404	17,373	25,590	5,333	88	247	58,035
H1.3.31		9,436	17,370	25,578	5,337	88	246	58,055
H2.3.31		9,489	17,364	25,547	5,335	88	244	58,067
H2.5.1		9,489	17,365	25,543	5,333	88	245	58,062
H3.3.31		9,539	17,360	25,556	5,340	88	244	58,127
H4.3.31		9,575	17,352	25,542	5,343	87	244	58,142
H5.3.31		9,671	17,348	25,535	5,347	102	241	58,243
H6.3.31		9,721	17,337	25,520	5,349	102	240	58,269
H7.3.31		9,803	17,328	25,518	5,352	102	238	58,340
H8.3.31		9,854	17,315	25,491	5,367	102	239	58,368
H9.3.31		9,892	17,299	25,484	5,368	102	239	58,385
H10.3.31		9,938	17,293	25,493	5,376	102	243	58,446
H11.3.31		9,956	17,287	25,483	5,381	102	245	58,454
H12.3.31		9,967	17,278	25,464	5,379	102	245	58,435
H13.3.31		10,009	17,281	25,461	5,381	102	246	58,479
H14.3.31		10,021	17,298	25,464	5,391	102	246	58,521
H15.3.31		10,029	17,291	25,462	5,397	102	246	58,526
H16.3.31		10,046	17,291	25,458	5,398	105	243	58,541
H17.3.31		10,052	17,274	25,450	5,396	105	243	58,519
H18.3.31		10,053	17,273	25,448	5,398	105	244	58,520
H19.3.31		10,065	17,258	25,421	5,403	105	244	58,495
H20.3.31		10,070	17,256	25,416	5,439	105	245	58,531
H21.3.31		10,067	17,226	25,408	5,441	105	255	58,502
H22.3.31		10,143	17,230	25,397	5,440	105	255	58,570
H23.3.31		10,175	17,243	25,405	5,444	105	254	58,626
H24.3.31		10,220	17,241	28,404	5,434	108	253	58,678
H25.3.31		10,248	17,239	25,391	5,454	105	254	58,690
H26.3.31		10,224	17,218	25,371	5,472	105	253	58,644

(資料:国土交通省調べ)

注 : 1. 土地利用上の必要性から、五地域が重複して指定されているものもあり、指定された面積を指定の重複を考慮せず合計した面積(単純合計)は、国土面積(37,281千ha)に比して約1.6倍となっている。

2. 計の不一致は四捨五入による。

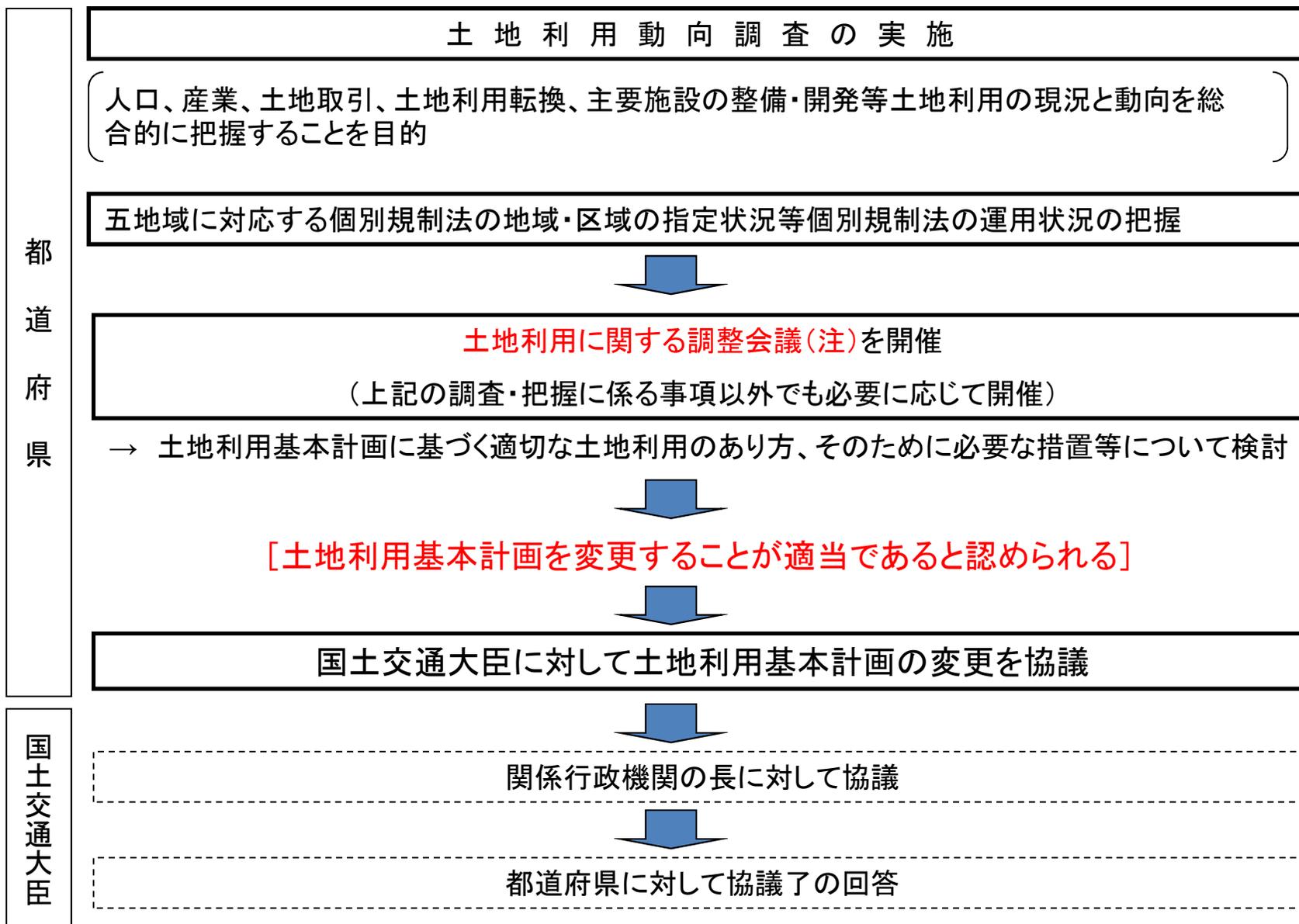
(単位:千ha, %)

	昭和51年8月		平成26年3月	
	面積	割合	面積	割合
重複のない地域 計	19,159	51.6	18,580	49.8
うち都市	1,998	5.4	2,287	6.1
農業	5,075	13.7	4,370	11.7
森林	11,790	31.7	11,573	31.0
自然公園	294	0.8	336	0.9
自然保全	1	0.0	2	0.0
重複地域 計	17,685	47.6	18,387	49.2
うち都市と農業	3,559	9.6	4,116	11.0
都市と森林	1,333	3.6	1,396	3.7
農業と森林	6,423	17.3	6,047	16.2
森林と自然公園	3,192	8.6	3,535	9.5
都市と農業と森林	1,414	3.8	1,600	4.3
白地地域	304	0.8	253	0.7

資料:国土交通省調べ

注:割合は、国土面積に対する比率である。

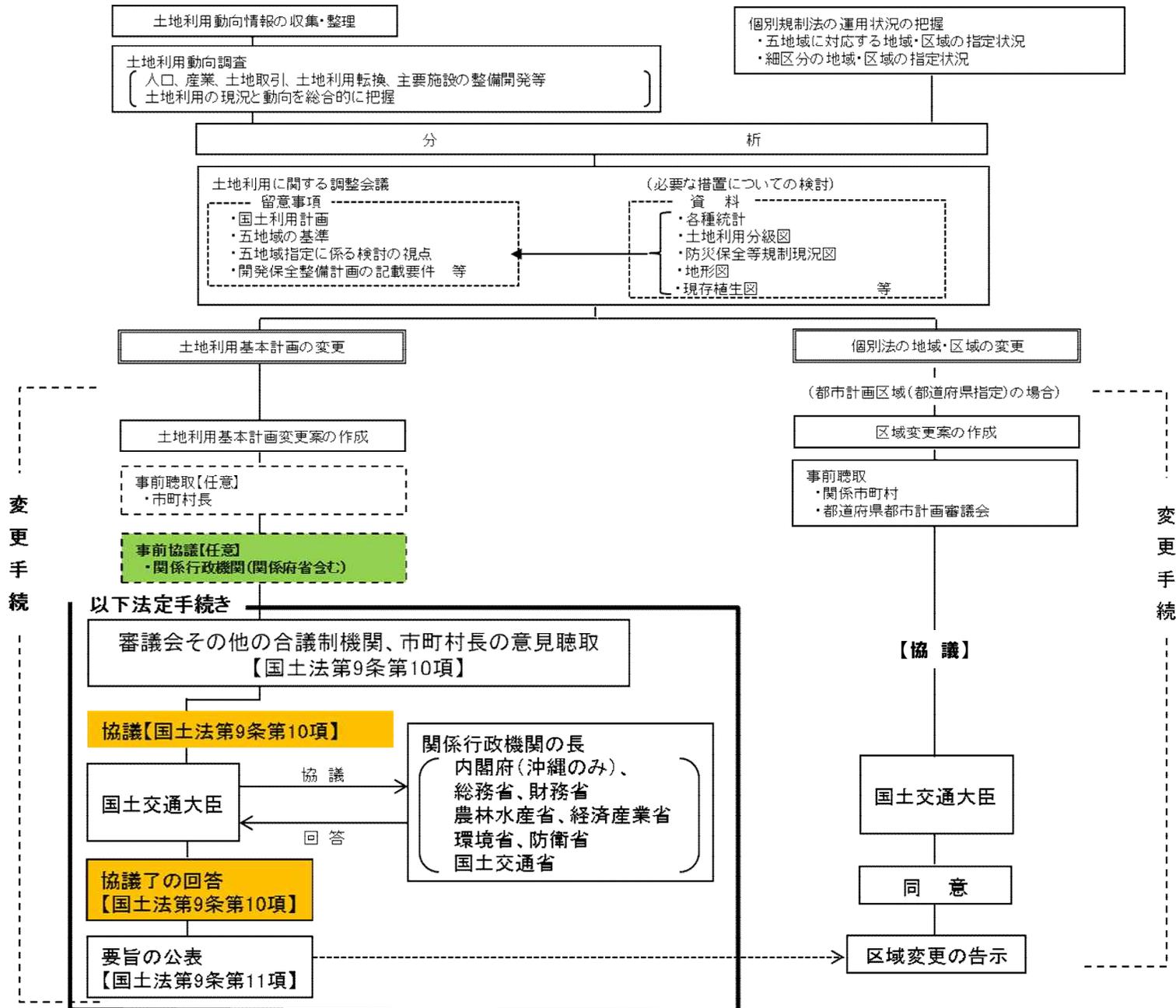
2. 計画の変更手続き 国への協議



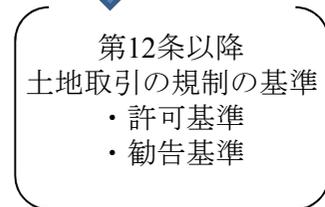
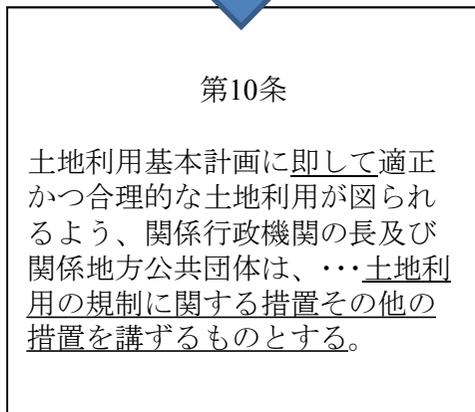
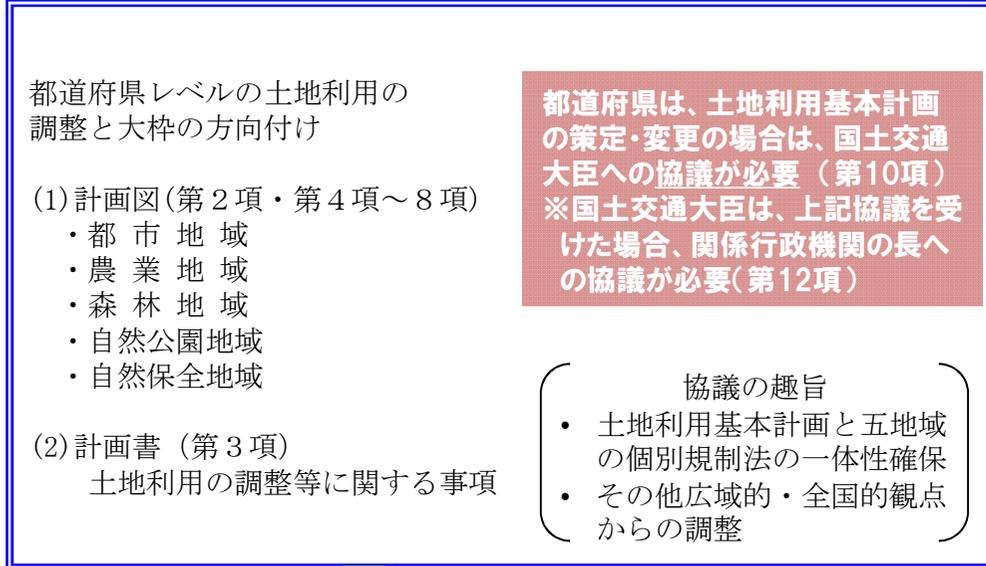
傾向として、年度末が多い

注: 土地利用に関する調整会議

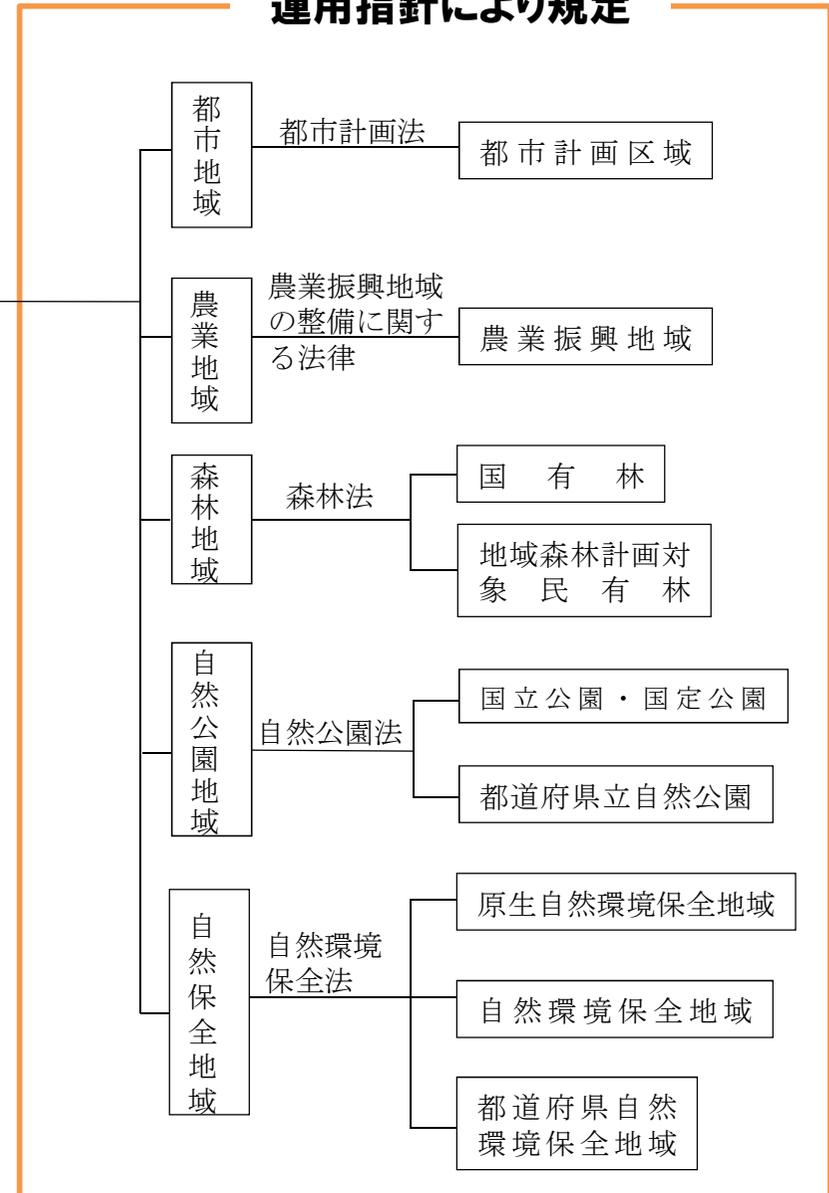
土地利用基本計画を適切に管理するため、国土利用計画法及び五地域に対応する各個別規制法に係る計画担当部局、その他必要な部局で構成。



第9条 土地利用基本計画 (都道府県に策定義務(自治事務))



運用指針により規定



昭和49年	<ul style="list-style-type: none"> 総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする国土利用計画法が制定され、適正かつ合理的な土地利用の方向を示すとともに、土地取引規制の基準等となる「土地利用基本計画」制度設置 当該計画は、土地利用の規制に関する上位計画であること等から、その策定・変更にあたっては、「内閣総理大臣の承認」を要すると規定
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権一括法の施行により、土地利用基本計画の策定事務が都道府県の自治事務とされたことに伴い、「承認」が内閣総理大臣の「同意を要する協議」に変更(平成13年の省庁再編に伴い、内閣総理大臣から国土交通大臣に変更)。
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権改革推進委員会第三次勧告で、当該「同意付協議」につき「意見聴取を許容」と整理
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権一括法で上記同意が廃止され、同意を要しない協議に改正(国土利用計画法第10条の規定により、すべての土地利用の規制に関する措置は、土地利用基本計画に即して行わなければならないとされていること(計画の上位計画性の担保)等を考慮し、協議は必要との判断)
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用基本計画及び国土利用計画の策定・変更実務を簡素化・円滑化するための運用指針を発出 協議の円滑化を図るため、年度ごとの国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更にあたっての有益な情報の提供を開始(都道府県土地利用基本計画担当者宛)
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> 地方からの提案において、①当該協議を事後報告とすべき、②計画書については協議を存置すべきだが、計画図については事後報告とすべき、③意見聴取とすべき、の3つの提案

- 2015年9月に実施した都道府県土地利用基本計画担当者へのアンケートにおいては、国土利用計画・土地利用基本計画につき、指針として有効との意見の一方、運用面で形骸化しているとの意見もあった。
- 土地利用基本計画策定の際の事前協議については、「引き続き存置」との意見が過半数で、手続としての必要性に一定の理解があったが、特に計画図については、個別法で国との協議があることもあり、「事後報告にすべき」との意見も多かった。
- 都道府県審議会については、大所高所の議論の場として有用との意見が多かった。また、一定の類型に属する事項につき会長専決や書面審理の導入等の工夫をしているとの回答があった。

1. 土地利用をめぐる課題

- 市街地における空き家、低・未利用地の増加や耕作放棄地の増加等農地・林地の管理水準低下等が課題であるとの意見が多かった

2. 土地利用総合調整の仕組み

- 県庁内で土地利用調整対策会議を設置しているとの意見が多かった
- 一方、仕組みはあっても活用されていない事例も

3. 国土利用計画(都道府県計画)の効果

- 県土利用に関する行政上の指針となり、一定の効果があるとの意見が多かった
- 一方、計画に実効性が伴っていないことが課題であるとの指摘もあった

4. 土地利用基本計画について

- 上位計画として土地利用調整の指針として有効、計画と異なる土地取引に対し勧告等を行うことで直接的な歯止めになる等の意見があった
- 一方、運用上、計画書は国土利用計画の要約となっているなどの意見もあった

5. 土地利用基本計画策定・変更時の国への協議(※)

- 「引き続き協議の対象とすべき」
→法令や国の方針との整合性確保のため 等
- 「事後報告とすべき」
→(計画図については)別途個別法の協議において、国の関係機関との協議が求められるものもあるため 等

6. 都道府県審議会の運営について

- 様々な観点から大所高所の議論をする場として有用との意見が多かった
- また、計画図の変更につき、一定の類型に属する事項は会長専決とする、修正意見の再審議は書面で行う等の運用上の工夫を行っているとの回答があった

(※)アンケートの設問において、協議の意義として、協議の趣旨(個別規制法との一体性確保、広域的・全国的な観点からの調整)を説明した上で必要性を質問。

(注)当該アンケートは、2015年9月に各都道府県土地利用基本計画担当者宛に送付。10月8日までに提出された37の回答を整理。掲載意見は代表的なものを例示。また、アンケート発出時の事務連絡にて、必要に応じて地方分権担当部局との調整をするよう依頼。

- 国土利用計画法第9条第10項・第14項に規定する、都道府県が土地利用基本計画を定める場合及び変更する場合の国土交通大臣への協議につき、平成27年10月に、都道府県の土地利用基本計画担当及び地方分権担当へのアンケートを実施。
- 土地利用基本計画の策定・変更には、他の法定計画との整合性を図る必要がある等の理由から、「引き続き協議」を選択したのは、計画書で26%、計画図で17%。一方、「事前の意見聴取」も合わせ、事前の国との手続が必要との回答は、計画書で63%、計画図で32%。

選択肢	計画書	計画図
引き続き協議	26%	17%
(事前の)意見聴取	37%	15%
事後報告(※)	30%	59%
その他	7%	9%

※ 土地利用基本計画の変更には、多くの法令等との整合性確保が必要であり、事前の調整を十分に行った上で事後報告とすべき、という意見も含まれる。

11月10日を〆切とし、11月20日までに提出された回答46件につき集計。

○ 主な意見

《計画書について》

- 土地利用基本計画は、国が策定する国土利用計画(全国計画)を基本に策定することとされていること、関係機関との間で情報共有と総合調整を図ることができることから、引き続き協議は必要。
- 地方の自主性・主体性を尊重し、協議事項ではなく事後報告とすべき

《計画図について》

- 一律に事前協議とするのではなく、個別法上の手続の内容によっては、一部事後報告を認める等の弾力的な運用をお願いしたい。

《その他》

- 国交省から関係省庁への協議をまとめて行うことにより、都道府県にとっては、個別の省庁と個別に協議を行う場合と比べ、事務負担が大幅に軽減されている(ワンストップ機能を評価)。

(参考)個別規制法について

○都市計画法関係

目的

目的:都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること。(都市計画法第1条)

都市計画制度の概要

都市計画区域

マスタープラン:中長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするもの。
次の2種類がある。(法第6条の2、法第18条の2)

- 都道府県等が都市計画区域ごとに策定する「整備、開発及び保全の方針」=都市計画区域マスタープラン
- 市町村が策定する「都市計画に関する基本的な方針」=市町村マスタープラン

土地利用に関する計画

例:区域区分(線引き):市街化区域と市街化調整区域との区分(法第7条、法第29条)
地域地区 :用途地域、特別用途地区、都市再生特別地区等(法第8条 等)

都市施設に関する計画

例:道路、公園、下水道 等(法第11条 等)

市街地開発事業に関する計画

例:市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業 等)(法第12条、法第12条の2 等)

都市計画区域について

都市計画区域とは：

- ① 既成の中心市街地を核とし、一体の都市として総合的に整備、開発又は保全すべき区域
- ② 新たに開発、保全する必要がある区域

都市計画区域の効果：

都市計画の決定、都市施設の整備、市街地開発事業の施行等を行うことができる。

都市計画区域マスタープランとは：

都市計画の基本的な方向性を示す方針であり、都道府県等が、都市計画区域ごとに、次の事項を定める。

- ① 区域区分(線引き)の決定の有無及び当該区域区分を定める場合における方針
 - ② 都市計画の目標
 - ③ 上記①の他、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- ※②及び③は努力義務

区域区分(線引き)制度について

区域区分(線引き)とは：

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化を促進すべき区域である「市街化区域」と、市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」に区分する制度。都市計画区域を2つの地域(市街化区域と市街化調整区域)に分ける形を取っているため、通称「線引き」と呼ばれる。

区域区分のポイント：

- 三大都市圏及び大都市の都市計画区域では、線引きは義務。

市街化区域と市街化調整区域について

市街化区域とは:

良好な開発を認め、優先的・計画的に市街化を図る区域。要件としては、次のとおり。

- 既に市街地を形成している区域
- おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

市街化区域の特徴:

- 用途地域(住宅系・商業系・工業系の12種の地域)を定める。
- 少なくとも道路、公園、下水道を定める。
- 市街地開発事業を定めることができる。
- 原則として、1,000㎡未満(三大都市圏の既成市街地等では500㎡)の開発行為は許可不要。
- 農地法において、市街化区域内にある農地は、転用の際の許可が届出で足りる。

市街化調整区域とは:

市街化を抑制すべき区域

市街化調整区域の特徴:

- 原則として、用途地域を定めない。
- 市街化を促進する都市施設は定めない。
- 開発行為が原則として禁止される。

線引き制度と開発許可制度について

開発許可制度とは:「開発行為」をコントロールすることにより、良好な宅地水準を確保し、土地の利用目的に沿って立地の適正性の運用指導を図るという2つの目的を達成するもの。線引きとの関係では、次のとおり。

- 市街化区域:市街化区域においては、許可基準に該当しない開発行為を制限することによって、良好な市街地の形成を図る。
- 市街化調整区域:市街化調整区域においては、原則として開発行為を制限することによって、市街地が無秩序に拡大することを防止する。

開発行為とは:主として建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。開発行為を行おうとする者は、開発許可権者(※)の許可を受けなければならない。ただし、全ての開発行為について許可が必要という訳ではなく、ゾーニングの状況等によって異なる。

(※)開発許可権者:都道府県知事、政令指定都市の長、中核市の長、施行時特例市の長など

開発許可が必要となる条件:

- ①市街化調整区域……全ての開発行為について、許可が必要
- ②市街化区域……1,000㎡以上(三大都市圏は500㎡以上)の開発行為 ※₁
- ③非線引都市計画区域……3,000㎡以上の開発行為 ※₂
- ④準都市計画区域……3,000㎡以上の開発行為 ※₃
- ⑤都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域……1ha以上の開発行為

(※₁※₂※₃ 条例により300㎡まで引き下げ可能)

開発許可が不要となる条件:

- 農林水産業の用に供する施設
- 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の施行として行う開発行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為 等



開発許可の基準について

開発許可の基準について: 開発許可制度が、無秩序な市街地の拡大を防止することと良好な宅地水準を確保することの2つの目的を有していることから、開発許可の基準も、それぞれの目的に応じて、①市街化調整区域内の許可基準、②一定の水準の市街地を形成するための許可基準の2つが設けられている。

①市街化調整区域における許可基準(立地基準(法第34条)):

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であるため、市街化につながると考えられる開発か否かが基準とされる。そのため、全ての開発行為が禁止されているわけではなく、一定の行為については、例外的に許可が認められている。

- 開発区域の周辺居住者の利用に供する公益上必要な建築物又は日常生活上必要な物品の販売等を行う店舗・事業場等のための開発行為
- 農林水産物の処理、貯蔵、加工に必要な建築物等のための開発行為
- 中山間地農林業の活性化のために行う開発行為
- 調整区域内の資源の有効活用に必要な建築物等のための開発行為 など

※立地基準は、市街化調整区域のみ

②一定の水準の市街地を形成するための許可基準(技術基準(法第33条)):

開発行為によってできる市街地が良好なものとして、一定の水準を確保するため、市街化調整区域をはじめとして全ての開発行為に対して適用される基準。

- 開発後に建てられる予定建築物の用途が用途地域等の土地利用計画に適合していること。
- その土地を利用する上で必要な公共施設(道路、公園、給水・排水施設等)、公益施設が整っていること。
- 災害に対しての安全な措置が講じられていること。
- 申請者が開発行為を行う上での資力、信用、完成能力等があり、区域内土地所有者等の相当数の同意が取れていること。(工事实施の確実性)

※技術基準は全ての開発が対象

○農振法関係

目的

目的：農業振興地域制度は、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な農業施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。（法第1条）

農業振興地域制度の概要

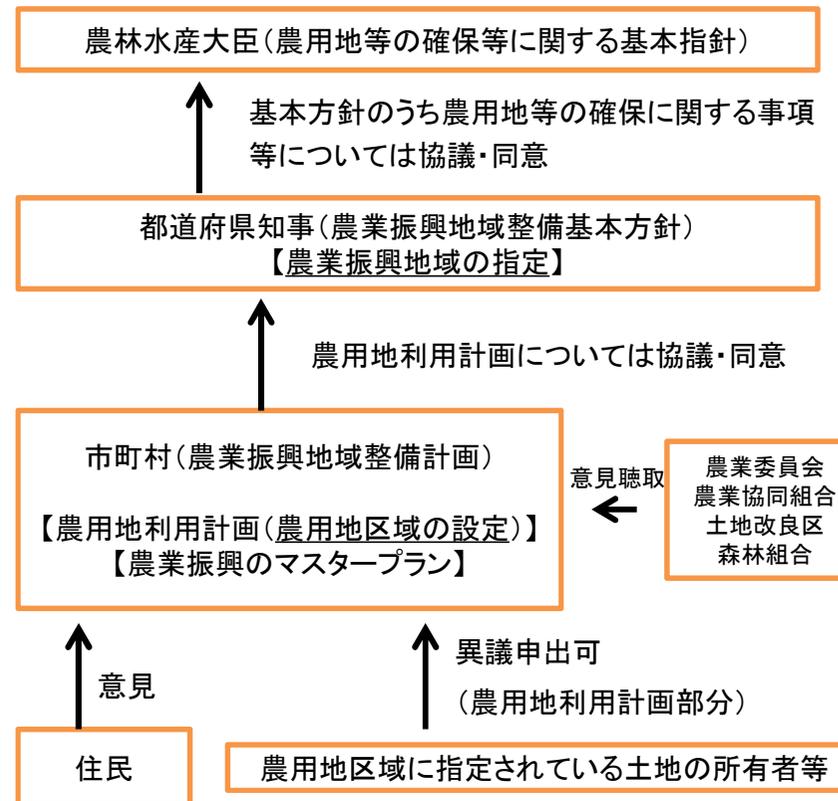
制度の構成

- ① 農林水産大臣は、確保すべき農用地等の面積の目標等を定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」を策定
- ② 都道府県知事は、基本指針に基づき、確保すべき農用地等の面積の目標等を定めた「農業振興地域整備基本方針」を策定（農用地等の確保等に関する事項等については、農林水産大臣の同意が必要。）
- ③ 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、農業振興地域を指定
- ④ 都道府県知事の指定した農業振興地域が区域内にある市町村は、農業振興地域整備計画を策定（農用地利用計画については、都道府県知事の同意が必要。）
- ⑤ 市町村は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域（「農用地区域」）を定める（農用地利用計画）。

計画の変更

- ① 市町村は、概ね5年ごとの基礎調査の結果又は経済事情の変動その他の情勢の推移等により必要が生じた場合に、農業振興地域整備計画を変更
- ② 農業振興地域整備計画を変更する場合は、農業委員会等の意見を聞いて変更案を作成し、公告・縦覧等の手続を経た後に決定
なお、農用地利用計画（農用地区域）の変更については、都道府県知事へ協議・同意が必要

農業振興地域制度の仕組み



農用地等の確保等に関する基本指針(農林水産大臣)

- 農林水産大臣は、農用地等の確保について国の基本的な考え方が都道府県の定める農業振興地域整備基本方針、市町村が定める農業振興地域整備計画に反映されるよう「農用地等の確保等に関する基本指針」を策定
- 基本指針においては、農用地区域内の農地の確保に関する基本的な方向、都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準、農業振興地域の指定基準及びその他の配慮すべき重要事項について定める。
- 平成27年12月に公表した基本指針においては、平成37年の農用地区域内の農地(耕地)面積の目標を403万haと設定

農業振興地域整備基本方針の策定・農業振興地域の指定(都道府県知事)

- 都道府県知事は、農用地等の確保等に関する基本指針に基づき、農業振興地域整備基本方針を定め、確保すべき農用地等の面積の目標の設定等を行うとともに、当該基本方針に基づき、今後相当長期(概ね10年以上)にわたり、農業の振興を図ることが相当であると認められる地域について農業振興地域を指定
- 基本方針においては、確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項、農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項及び農業振興地域(※)における基本的な事項について定める。
※農業振興地域・・・総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として都道府県知事が関係市町村と協議して指定

農業振興地域整備計画の策定(市町村の計画)

- 農業振興地域整備計画は、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために市町村が定める総合的な農業振興の計画
- 都道府県知事の指定した農業振興地域がその区域内にある市町村は、農業委員会等の意見を聴いて、農業振興地域整備計画を定めなければならない
- 整備計画には、「農用地利用計画(農用地区域の設定)」及び「農業振興地域の整備のためのマスタープラン」を定める

農業振興地域について

- 都道府県知事は、今後相当長期(概ね10年以上)にわたり、農業の振興を図ることが相当であると認められる地域について農業振興地域を指定
- 農業振興地域の指定要件は、次のとおり。
 - ① その地域内に、農用地区域に含めるべき土地の合計面積が概ね200ha以上あること。農業等の条件が不利な地域等(過疎地域、振興山村、市街化調整区域等)については、50ha以上
 - ② 農業就業人口の動向、農業経営に関する基本的な条件の現況と将来見通し等を勘案し、農地の利用集積や生産性の向上等の農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。
 - ③ 国土資源の合理的な利用の見地からみて、土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。

農用地利用計画(農用地区域の指定)

- 市町村は、①農振整備基本方針の変更、②農振地域の区域の変更、③概ね5年ごとに実施する農業振興地域整備計画に関する基礎調査の結果、④経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、農振整備計画を変更する
- 農用地等としては、①農地、②採草放牧地、③混牧林地、④農業用施設用地等が対象となる。
- 農用地区域に含めるべき土地として、次の基準を設定。
 - ア 集団的農用地(10ha以上)
 - イ 土地改良事業等の対象地
 - ウ 農道、用排水路等の土地改良施設用地
 - エ 農業用施設用地(2ha以上又はア、イに隣接するもの)
 - オ その他農業振興を図るためにその土地の農業上の利用を確保することが必要な土地

農用地区域内における開発行為の制限等について

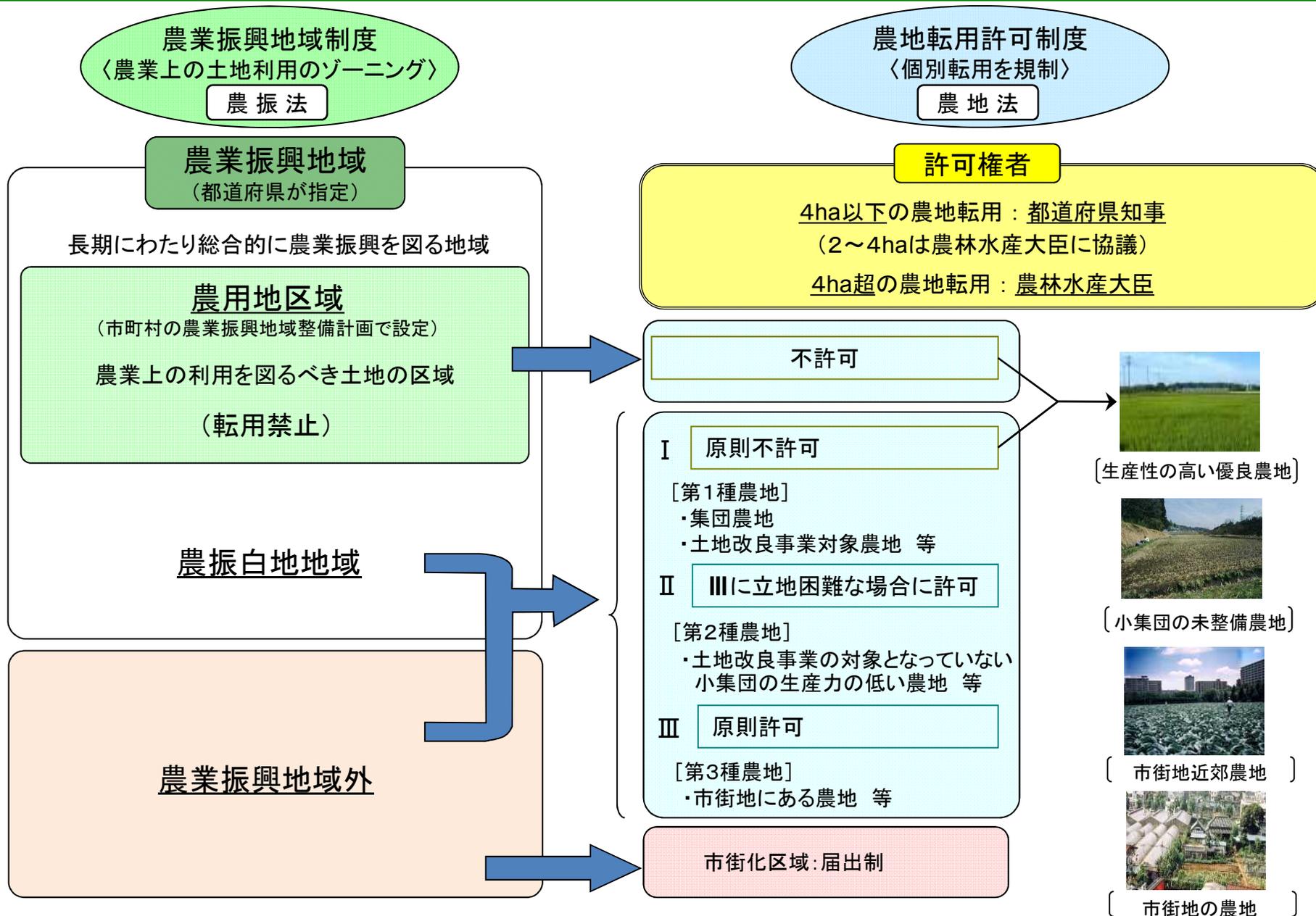
- 農用地区域内において開発行為をしようとする者は、一定の行為を行う場合を除き、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。
なお、開発行為とは、「宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築」をいう。
- 都道府県知事は、許可の申請があった場合において、当該開発行為により当該開発行為に係る土地について次のいずれかに該当すると認めるときは、許可してはならないこととされている。
 - ・ 当該土地を農用地等として利用することが困難となるため、整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること
 - ・ 当該土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあること
 - ・ 当該土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること
- 農用地区域内の土地が農用地利用計画において指定された用途に供されていないときは、市町村は、その所有者又は使用収益者に対し、その土地を指定されて用途に供すべき旨を勧告することができ、それに従わない場合には、新たに所有権を取得しようとする者と所有権等の移転について協議すべき旨を勧告することができる。
(協議が成立しない場合は、都道府県知事に調停を求めることが可能。)
- 都道府県知事は、農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域において、農用地区域内における土砂の流出又は崩壊等の災害を発生させる等のおそれのある開発行為を行っている者に対し、必要な限度において、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができ、この勧告を受けた者が勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

農地転用を目的とする場合の除外要件

優良農地を確保するとともに、地域の営農環境等に支障を及ぼさない等の観点から、農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域からの除外は、次の要件を全て満たす場合に限り可能とする。

- ① 農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- ② 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- ④ 土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑤ 土地改良事業等完了後8年を経過しているものであること

農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



農地転用許可制度の基本的な仕組み

- 農地転用許可制度は、優良農地の確保と計画的土地利用の推進を図るもの
- 農地を転用する場合又は農地を転用するために所有権等の権利を設定若しくは移転する場合には、都道府県知事の許可が必要。(農地が4haを超える場合には農林水産大臣の許可が必要。)
- 市街化区域内の農地を転用する場合には、農業委員会にあらかじめ届出を行えば許可不要
- 転用の許可を受けなかった権利の設定又は移転は効力を生じない
- 国、都道府県が転用する場合(学校、病院、社会福祉施設、庁舎及び宿舍への転用は除く。)は、許可不要
- 市町村が土地収用法等対象事業に転用する場合(学校、病院、社会福祉施設、庁舎及び宿舍への転用は除く。)は許可不要

農地転用許可の場合分け

	許可が必要な場合	申請者	許可権者
第4条	農地を転用する場合 (自己転用の場合)	転用者 (農地所有者)	都道府県知事 農地の転用面積が4haを超える場合は農林水産大臣(農工法等の地域整備法※に基づく場合を除く。)
第5条	転用するために農地又は採草放牧地の権利の設定移転をする場合	譲渡人と 譲受人	

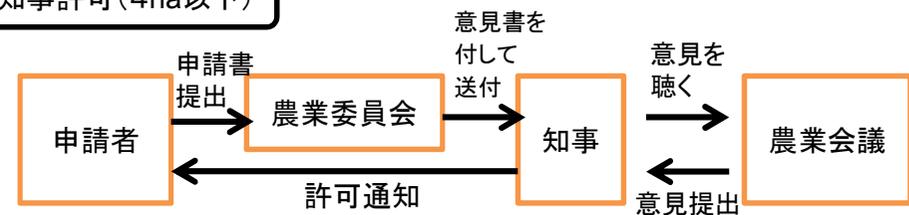
※地域整備法:農工法、リゾート法、多極分散法、地方拠点法

許可等の手続きフロー

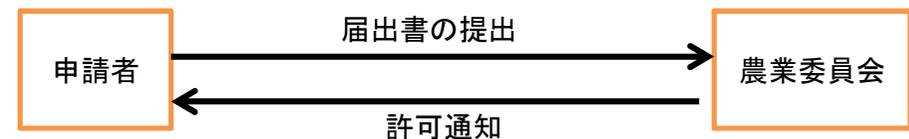
大臣許可(4ha超)



知事許可(4ha以下)

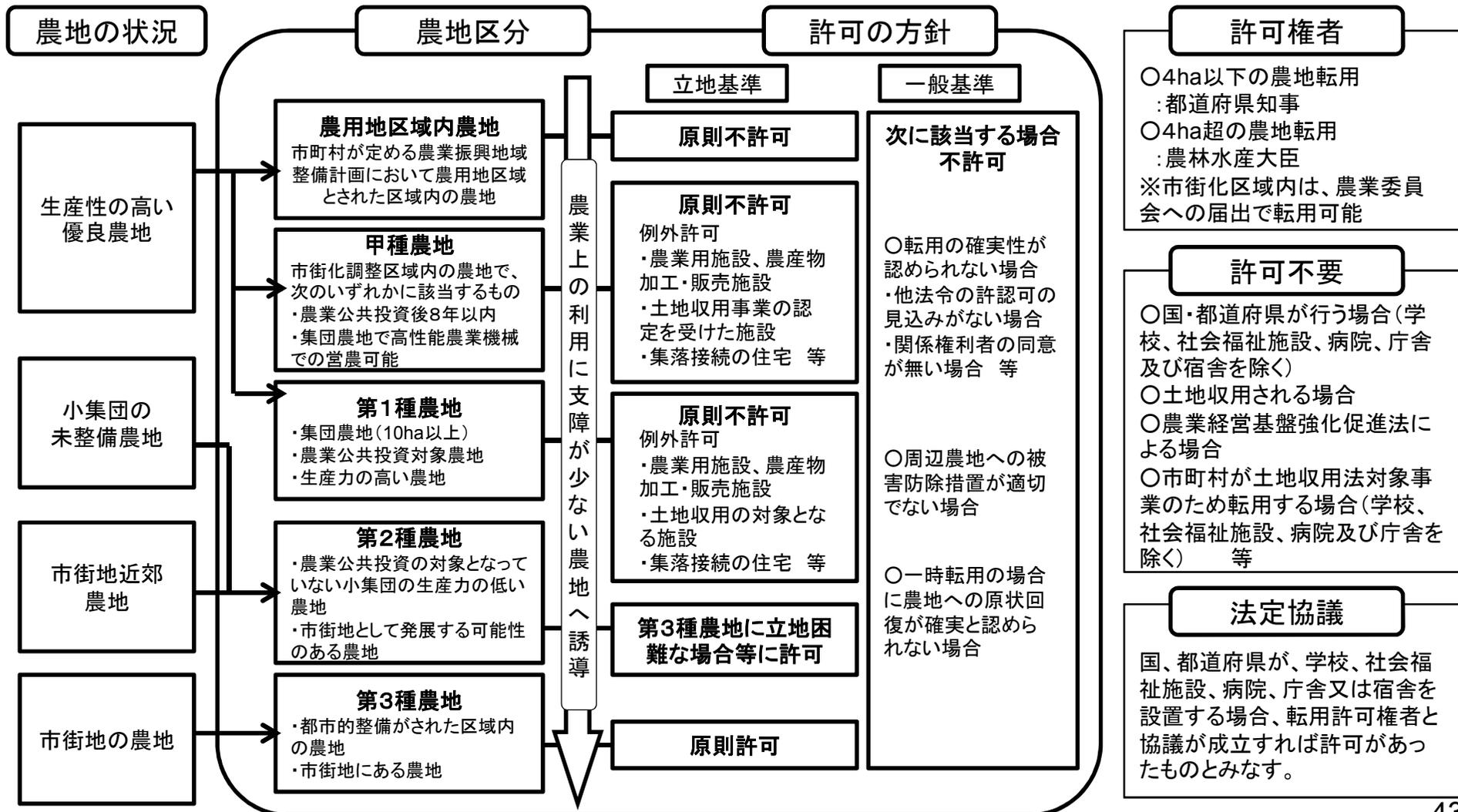


市街化区域内農地(届出制)



農地転用許可制度の概要

○ 農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、**転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、周辺農地の営農に支障となる転用や具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている。**

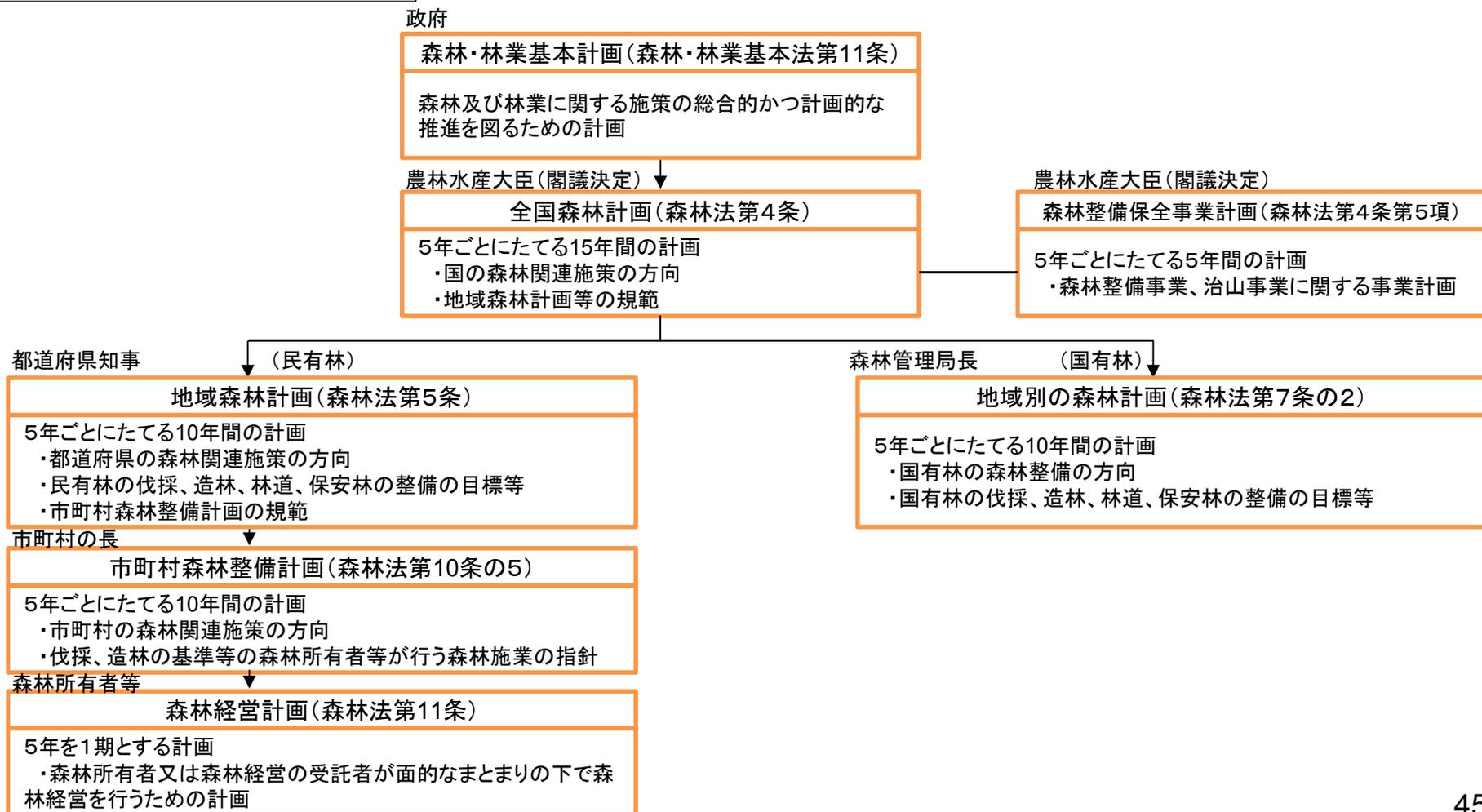


○森林法関係

森林計画制度の概要

行政として森林・林業に関する長期的、総合的な施策の方向性、森林の整備及び保全の目標を策定することにより、地域の実情に応じた森林施業の指針等持続可能な森林経営のあり方を明らかにすることを目的とし、国、都道府県、市町村及び森林所有者レベルを通じた森林計画制度が森林法において体系づけられている。

森林計画制度の体系



林地開発許可制度の概要

目的

- 林地開発許可制度は、保安林以外の森林における開発行為を都道府県知事の許可制とすることで、森林の有する災害の防止、水源の涵養及び環境の保全といった公益的機能を阻害しないよう開発行為を監督し、森林の土地の適正な利用を確保することを目的としている。

制度概要

① 許可制の対象となる開発行為

: 土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模を超えるもの

② 許可対象地域

: 地域森林計画の対象となっている民有林(保安林等を除く)

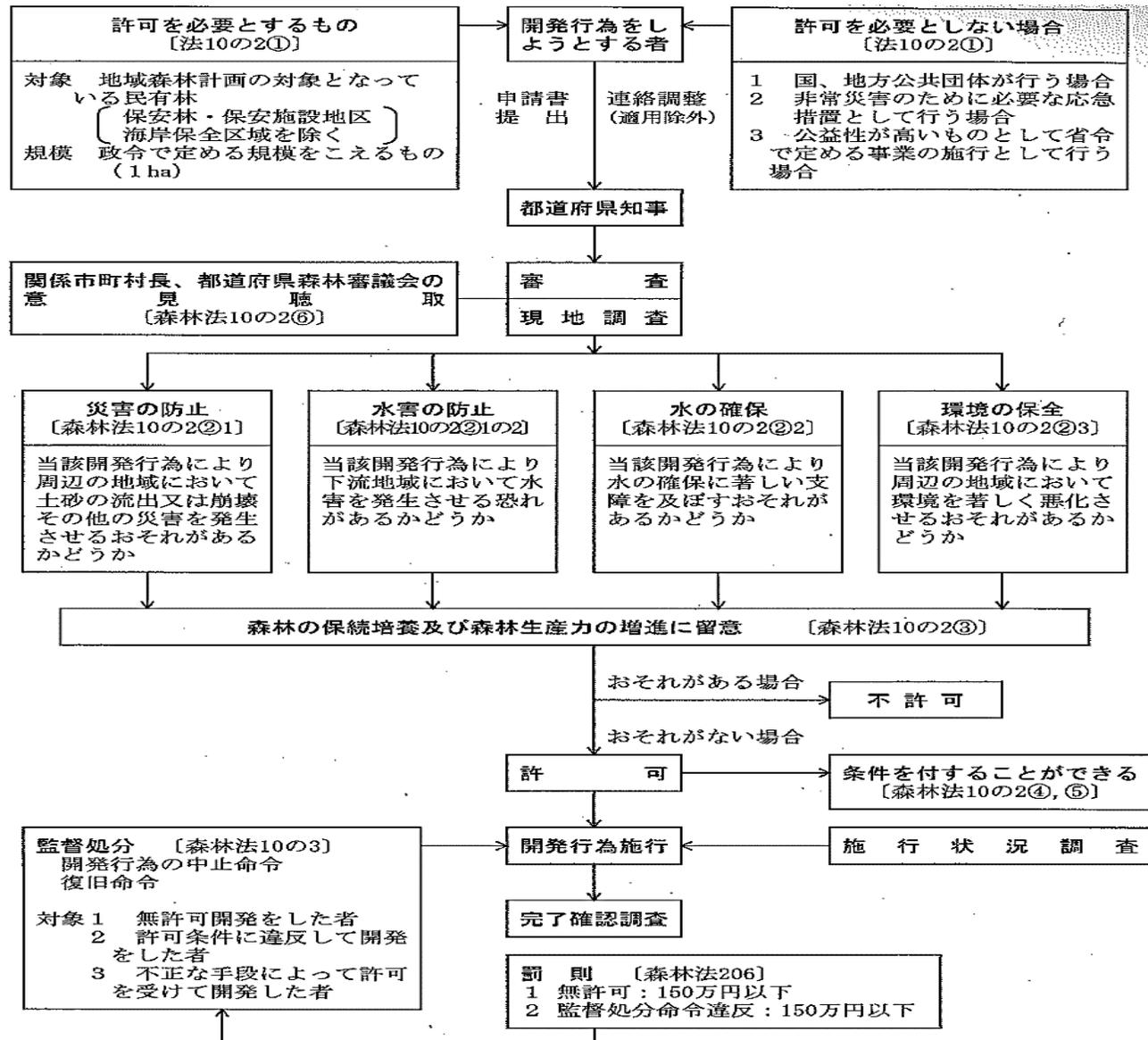
③ 許可対象となる規模

- i 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1haを超えるものにあつては、道路の幅員3m
- ii その他の行為にあつては、土地の面積1ha

④ 許可要件

: 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと 等

林地開発許可制度の体系



注：〔 〕は、根拠法である森林法の条項を示す。

保安林制度の概要

目的

- 保安林制度は、森林の有する公益的機能に着目し、水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共目的を達成するために特に必要な森林を保安林として指定し、その保全を図るとともに適切な森林施業を確保するための制度
- 保安林の指定目的は、次のとおり。
水源の涵養(1号)、土砂の流出の防備(2号)、土砂の崩壊の防備(3号)、飛砂の防備(4号)、風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備(5号)、なだれ又は落石の危険の防止(6号)、火災の防備(7号)、魚つき(8号)、航行の目標の保存(9号)、公衆の保険(10号)、名所又は旧跡の風致の保存(11号)

制度概要

- 保安林の指定及び解除の権限は、農林水産大臣、都道府県知事となっている。

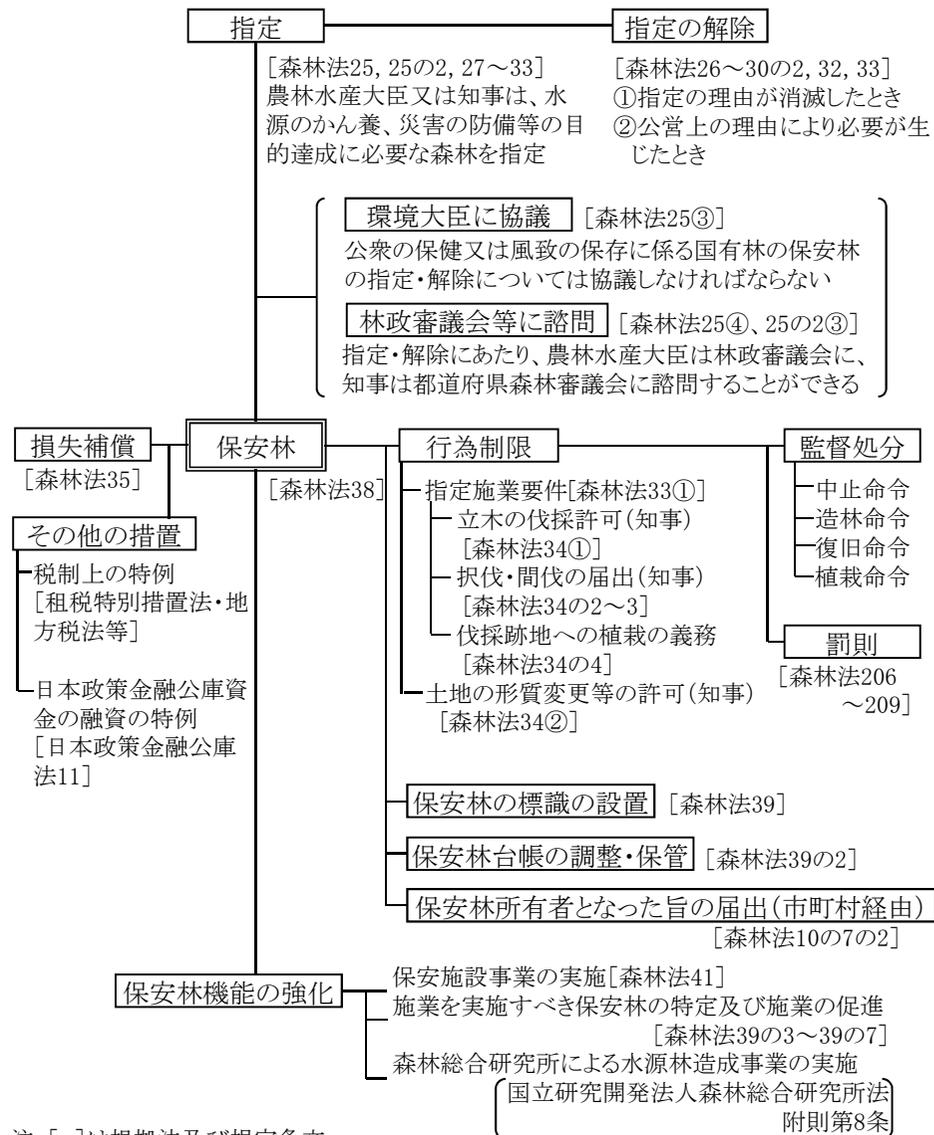
保安林の区分		権限・事務区分	
民有林	1～3号	重要流域	農林水産大臣(国の直接執行事務)
		重要流域以外	都道府県知事(法定受託事務)
	4号以下		都道府県知事(自治事務)
国有林			農林水産大臣(国の直接執行事務)

- 保安林内において、次に掲げる行為については、都道府県知事の許可又は届出を要する。

- ① 立木の伐採
- ② 土地の形質を変更する行為等

また、立木の伐採を行った場合には、その跡地への植栽の義務が課せられる場合がある。

保安林制度の体系



注:[]は根拠法及び規定条文

○自然公園法関係

目的

目的:優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与すること。

自然公園制度の概要

自然公園の定義

○ 自然公園とは、日本の優れた自然の風景を保護し、国民の保健休養教化に資するとともに生物多様性の確保に寄与するために法律及び条例によって設定された次の三種の公園。

①国立公園、②国定公園、③都道府県立自然公園

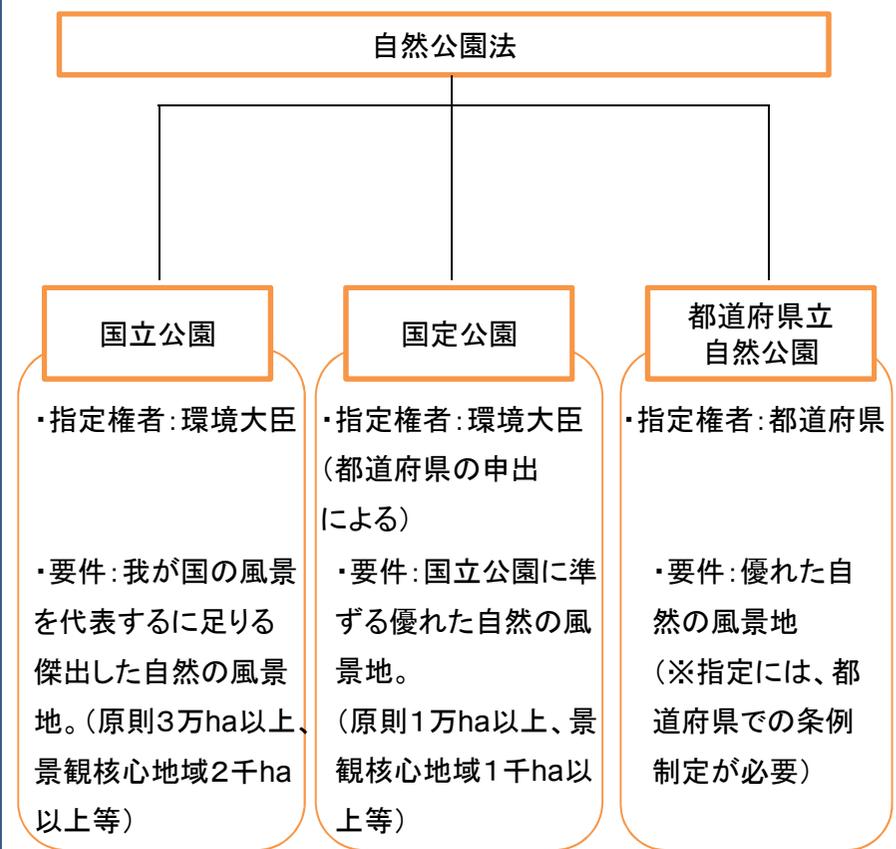
自然公園の保護

○ 自然公園では、公園内の風致を維持するため、公園の保護規制計画に基づき特別地域が指定される。

○ 国立公園の特別地域内では、樹木の伐採、工作物の設置等をする際には、環境大臣の許可を得なければならない。その規制の程度は、強い方から1種、2種、3種に分かれている。

○ 国立公園と国定公園においては、さらにより厳しい規制がかけられる特別保護地区があり、落葉落枝の採取や植樹にも許可が必要。

自然公園体系:3種類の自然公園



自然公園の種類

公園種類	国立公園	国定公園	都道府県立自然公園
定義	わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海中の景観地を含む。以下同じ。）であって、環境大臣が法第5条第1項の規定により指定するもの。	国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地であって、環境大臣が法第5条第2項の規定により指定するもの。	すぐれた自然の風景地であって、都道府県が条例により指定するもの。
指定根拠	法第5条第1項	法第5条第2項	法第72条を根拠とする都道府県条例
指定権者	環境大臣	環境大臣	都道府県
指定手続	環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下、審議会という。）の意見を聞き、区域を定めて指定する。	環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。	都道府県の条例に定めるところによる。 （一般には、都道府県の審議会の意見を聞いて区域を定めて指定する。）
指定要件（抄） （規模と配置） （注）指定にあたっての目安 指定の基準ではない。	面積は原則として約30,000ha以上（海岸を主とする公園にあつては、約10,000ha以上）原始的な景観核心地域を、2,000ha以上有していること。 配置は考慮しない。	面積は原則として約10,000ha以上（海岸を主とする公園にあつては、約3,000ha以上）原始的な景観核心地域を、1,000ha以上有していること。 広域からの多人数による利用に供することが適当な場合は、全国的に配置の適正を図る。	利用者の利便を考慮して都道府県内の配置の適正を図る。
公園計画 （手続き方法） （計画内容）	環境大臣が審議会の意見を聞いて決定。 （保護規制計画） 特別保護地区、第1種～第3種特別地域 海域公園地区、利用調整地区、普通地域（利用施設計画）集団施設地区、単独施設等（保護施設計画）自然再生施設等（生態系維持回復計画）生態系維持回復事業	公園計画の決定及び追加については、都道府県の申出により、変更（追加を除く。）及び廃止については都道府県の意見を聴いて環境大臣が決定。 （計画内容は国立公園に同じ。）	都道府県の条例に定めるところによる。 （計画内容は、国立公園に準じるが、特別保護地区と海域公園地区は指定できない。）
管理の仕組み	基本的に国が管理 許認可：国（一部お法定受託事業として都道府県） 施設整備：国、地方公共団体、民間が実施 基本的に交付金制度なし 管理体制：国が実施（出先機関として地方環境事務所、自然保護官事務所等）	基本的に都道府県が管理 許認可：都道府県 施設整備：地方公共団体、民間が実施 国から都道府県への交付金制度有 管理体制：都道府県が実施（県出先機関、市町村などが主に実務担当）	原則として都道府県が管理 許認可：都道府県 施設整備：地方公共団体、民間が実施 基本的に交付金制度なし 管理体制：都道府県が実施（県出先機関、市町村などが主に実務担当）

自然公園法の体系



注) 都道府県立自然公園については、都道府県条例にて定めることとしている (§ 72~81)

国立・国定公園において規制される行為の概要

地域区分	行為の種類	処分権者
許可を要する行為	特別地域	国立公園 →環境大臣 (政令で定める一部の行為については、政令で定める知事が法定受託事務として行う) 国定公園 →都道府県知事
	特別保護地区	国立公園 →環境大臣 国定公園 →都道府県知事
届出を要する行為	海域公園地区	国立公園 →環境大臣 (政令で定める一部の行為については、政令で定める知事が法定受託事務として行う) 国定公園 →都道府県知事
	特別地域 (事後) (事前) 特別保護地区 海域公園地区 (事後) 普通地域 (事前)	国立公園 →環境大臣 国定公園 →都道府県知事 国立公園 →環境大臣 (政令で定める一部の行為については、政令で定める知事が法定受託事務として行う) 国定公園 →都道府県知事

○自然環境保全法関係

自然環境保全法の概要

(昭和47年6月制定・昭和48年4月施行)

自然環境保全法の目的

この法律は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

自然環境保全 基礎調査

- ・概ね5年ごと
- ・地形、動植物等

自然環境保全 基本方針

- ・昭和48年10月
閣議決定

自然環境保全地域等 の指定・保全

- ・原生自然環境保全地域
- ・自然環境保全地域

自然環境保全基本方針の概要

昭和48年10月26日に閣議決定された自然環境保全基本方針は、自然環境保全法第12条の規定に基づき、第1部として我が国全体の自然環境の保全に関する基本構想を、第2部として自然環境保全地域等に関する基本的事項を定めている。

自然環境保全法（抄）

第12条 国は、自然環境の保全を図るための基本方針（以下「自然環境保全基本方針」という。）を定めなければならない。

2 自然環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 自然環境の保全に関する基本構想
- 二 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定その他これらの地域に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項
- 三 都道府県自然環境保全地域の指定の基準その他その地域に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する施策の基準に関する基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、前二号に掲げる地域と自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律に基づく地域との調整に関する基本方針その他自然環境の保全に関する重要事項

自然環境保全基本方針

第1部 自然環境の保全に関する基本構想

① 自然環境保全施策の前提となる基本的認識・課題

「自然は生命をはぐくむ母胎である」との認識に立ち、

- ・自然を構成する諸要素間のバランスを乱さない、
 - ・経済的価値に換算できない価値を評価する、
 - ・自然を保護するだけでなく、進んで復元し整備していく、
 - ・国際的な視野に立ち、希少野生動植物の保護、海洋汚染防止に積極的に協力する、
- ことが必要である。

② 当面の自然環境保全施策の基本的方向

- ・国土に存在する多様な自然を体系的に保全する。
- ・自然環境を破壊する恐れのある大規模な開発に当たっては、必要に応じて事前に環境アセスメントを実施する。
- ・自然環境保全に関する研究調査を推進する。
- ・環境教育の積極的な推進とともに自然への愛情とモラルの育成に努める。
- ・自然環境保全の見地から野外レクリエーション政策の調整を図る。

第2部 自然環境保全地域等に関する基本的事項

① 原生自然環境保全地域

植生及び野生動物等の生物共同体が原生状態を維持している典型的な地域を対象に指定。人為を加えず、自然の推移にゆだねることを保全の原則とする。

② 自然環境保全地域

復元困難な弱い自然、貴重な自然等を優先して指定。自然環境のタイプに応じて生態学的調査結果等を踏まえた復元等その適正な管理を図る。

③ 都道府県自然環境保全地域

国の自然環境保全地域に準じて、指定及び保全施策を行う。

④ 自然環境保全地域等と自然公園との調整の方針

原生自然環境保全地域は、対象の重要性にかんがみ、自然公園等に含まれていても、それらに優先して指定する等。

⑤ その他（都市計画との調整）

自然環境保全地域と都道府県自然環境保全地域は、原則として市街化区域には指定を行わない。その他区域については特別緑地保全地区と重複しないよう調整を図りつつ指定を行う。

自然環境保全地域等

	原生自然環境保全地域	自然環境保全地域	都道府県自然環境保全地域
指定等	<p>地域の指定(環境大臣) 【指定手続】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 意見聴取(都道府県・審議会) 2. 土地所有者の同意 3. 公示 <p>【指定要件】 原生状態を維持 面積1,000ha以上(島嶼の場合は300ha以上)の土地の区域 国公有地(保安林を除く)※自然公園の区域を除く</p>	<p>地域の指定(環境大臣) 【指定手続】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 意見聴取(地方公共団体・審議会) 2. 公聴会(必要に応じ) 3. 公示 <p>【指定要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高山・亜高山性植生(1,000ha以上) 2. すぐれた天然林(100ha以上) 3. 特異な地形・地質・自然現象(10ha以上) 4. 優れた自然環境を維持している湖沼・海岸・湿原・河川(10ha以上) 5. 優れた自然環境を維持している海域(10ha以上) 6. 植物の自生地・野生動物の生息地のうち、上記と同程度の自然環境を有している地域(10ha以上) 	<p>都道府県知事が条例で定めるところにより、自然環境保全地域に準ずる土地の区域を指定</p>
行為規制	<p>○全域: 工作物の新改増築、土地の変質変更等は原則禁止(環境大臣が許可した場合等を除く)</p> <p>○立入制限地区: 立入は原則禁止(環境大臣が許可した場合を除く)</p>	<p>○特別地区: 工作物の新改増築、土地の変質変更等は環境大臣の許可が必要</p> <p>○野生動植物保護地区: 指定動植物の採捕・殺傷等は原則禁止(環境大臣が許可した場合等を除く)</p> <p>○海域特別地区: 工作物の新改増築、海底の形質変更、指定動植物の採捕・殺傷等は環境大臣の許可が必要</p> <p>○普通地区: 一定規模以上の工作物の新改増築、土地の形質変更等は環境大臣への届出が必要</p>	<p>特別区域(野生動植物保護地区を含む)の指定が可能・自然環境保全地域における規制の範囲内で、条例で定めるところにより規制が可能</p>
事業	<p>○保全事業</p>	<p>○保全事業</p> <p>○生態系維持回復事業</p>	-